

地域づくり活動アシスト事業実施要領

公益財団法人えひめ地域活力創造センター

1 目的

地域づくりのための活動を県内で行っている地域づくりグループ及び団体（以下「地域づくりグループ」という。）に対し、公益財団法人えひめ地域活力創造センター（以下「センター」という。）が活動費の一部を助成することにより、地域における地域づくり活動の活発化を促進するとともに、事例報告の場を設けることで人と人とのネットワークづくりを後押しし、広く地域の活性化を目指すものとする。

2 対象事業

支援の対象は、地域づくりに関する次に掲げる活動であって、当該年度の2月末日までに完了する事業とする。

- ア 学習会、説明会、シンポジウム、ワークショップ等の実施
- イ 地域を活性化するためのイベントの開催
- ウ 広報誌、チラシ・リーフレット、冊子等の発行若しくは印刷、ホームページ開設等の情報発信環境の整備又は掲示板等の構築物の設置
- エ その他地域づくりグループが行う活動であって、地域の活性化に貢献するとセンターが認めるもの

3 助成対象者

地域づくりグループであって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ア 第2に規定するいずれかの活動を行っていること。
- イ おおむね10人以上の構成員を有し、かつ、その半数以上が県内在住者であること。
- ウ 政治的活動、宗教的活動又は営利を目的とする団体でないこと。

4 対象経費

(1) 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- ア 活動の実施に必要な経費（材料費、資料代、通信費、会場借上料等）
- イ 活動に必要な講師や専門家の援助に対する謝礼、旅費等

(2) 前号の規定にかかわらず、次に掲げる経費は助成の対象外とする。

- ア 一般管理運営費、飲食費及び物品販売等収益を目的とする事業に要する経費
- イ 助成決定通知日以前の活動に要した経費
- ウ 他の用途に転用可能な備品等の購入費

5 助成金の額

(1) 助成金は、センターの予算の範囲内において交付するものとする。なお、1件当たり15万円を上限とし、事業内容等を審査の上、交付金額を決定す

る。

(2) 助成金の額は、助成対象経費の 100%以内とする。

(3) 算出された助成金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

6 助成申請

助成を受けようとする地域づくりグループは、提出期限までに次に掲げる書類をセンターに提出しなければならない。なお、提出期限はセンターが別途定める日とし、必着とする。

ア 助成申請書（様式第 1 号）

イ 事業計画書（様式第 2 号）

ウ 事業予算書（様式第 3 号）

エ 団体調書（様式第 4 号）

7 審査及び助成決定

助成の可否は、審査委員の審査により決定し、当該地域づくりグループに対しその結果を通知するものとする。（以下、助成金を交付する旨の決定を受けた地域づくりグループを「助成団体」という。）

8 審査基準

助成の審査は、次に掲げる基準に基づき行うものとする。

ア 地域づくりグループが、自主的かつ主体的に企画し、及び実施していること。

イ 地域づくりグループが、明確な目的を持ち、長期的展望にたって企画していること。

ウ 地域特性及び地域資源を有効に活用していること。

エ 内容が創意と工夫に富んでいること。

オ 事業内容に具体性があり、助成による十分な事業効果が見込まれること。

カ 事業の内容が、公共性及び協働性を備えていること。

キ 事業計画及び支出計画に妥当性があること。

9 審査委員

審査委員は、センター職員及び理事長が委嘱する学識経験者とする。

10 助成金の交付

(1) センターは、助成団体の請求に基づき、助成団体の指定する口座に助成金を振り込むものとする。ただし、助成金は、助成団体から第 13 の(1)に規定する実績報告書等の提出を受け、センターが交付すべき助成金額を審査し、確定した後に交付するものとする。

(2) 助成金の振込口座は、助成団体又はその代表者名義のものに限る。

11 事業の変更・助成の取下げ等

(1) 助成団体は、事業の変更、助成の辞退等をしようとするときは、次に定め

るところにより、あらかじめ手続きを行わなければならない。

ア 事業内容等を変更しようとする場合は、変更申請書（様式第 5 号）及び事業変更理由書（様式第 6 号）を提出しなければならない。なお、事業予算に変更が生じる場合にあっては、事業予算書（変更分）（様式第 7 号）を併せて提出すること。

イ 事業の中止等により助成申請を取り下げる場合又は助成決定を辞退する場合にあっては、中止（廃止）申請書（様式第 8 号）を提出しなければならない。

(2) センターは、前号の申請書の提出があったときはこれを審査し、当該申請者に対し、第 7 の規定に準じて承認等の結果を通知するものとする。

12 助成決定の取消し等

センターは、助成団体が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に助成金が交付されているときは、助成団体は、その全部又は一部を返還しなければならない。

ア この要領の規定又は助成金の交付条件に違反したとき。

イ センターに提出した書類に虚偽の記載があったとき。

ウ その他事業の実施に関し不正の行為があったとき。

13 実績報告及び成果発表

助成団体は、事業完了後、速やかに次に掲げる書類を提出しなければならない。なお、提出期限は原則として事業を実施する年度の 2 月末日までとし、これによることが困難な場合は、別途協議の上で決定する。

ア 実績報告書（様式第 9 号）

イ 情報誌等への寄稿草案（様式第 9 号別紙）

ウ 事業決算書（様式第 10 号）

エ 助成金請求書（様式第 11 号）

14 実施に係る附帯条件

助成団体が、当該事業により広報誌の発行、チラシ・リーフレット等の印刷、掲示板等の設置を行い、又は購入した物品を使用する場合は、当該製作物又は購入物にセンターの助成を受けていることがわかるように明示しなければならない。

附則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。